

教育・保育施設等における事故報告について

事業者の
みなさまへ

事故が発生した場合には、別添3「報告ルート」のフロー図に従い、
管轄する市町村（認可外保育施設等の場合は県）へ報告してください。

1 報告対象となる施設・事業の範囲

- ① 特定教育・保育施設
- ② 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）
- ③ 特別支援学校幼稚部
- ④ 特定地域型保育事業
- ⑤ 特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、産後ケア事業（重大事故のみ）
- ⑥ 認可外保育施設

2 報告の対象となる事故の範囲

- (1) 重大事故
 - ア 死亡事故
 - イ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (2) 自動車への置き去り事故（安全装置の有無により、報告対象となる事故の条件が異なります。）
 - ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
 - イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

3 報告様式

- 別添1 「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」
別添2 「教育・保育施設等事故報告書（自動車への置き去り事故）」

4 報告期限

- 第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。